

定期報告制度の手続きの流れ（防火設備）

本紙は、**防火設備の定期報告制度**の手続きのお知らせです

■はじめに

防火設備の定期報告は、**建築物の定期報告が必要となる建築物が対象**となります
(防火設備の定期報告の対象となる建築物の用途・規模等は、別紙の「定期報告制度の対象一覧表」に記載しています)

防火設備の定期報告は毎年、**建築物の定期報告は3年に1度**となり、それぞれ報告時期が異なるためご注意ください
(注意:防火設備の定期報告は、毎年報告であるため、初回の対象年度のみ事前にお知らせをしております)
本市からのお知らせに関わらず、制度の対象となる防火設備等は、定期検査と定期報告が必要です

所有者・管理者

- ① 所有又は管理する建築物が対象建築物に該当するかご確認ください
 - ② 該当する建築物である場合は、**報告する防火設備**が設置されているかご確認いただき、**防火設備の検査資格者**に業務をご依頼してください
- ※ **本市では、対象となる建築物における「報告対象防火設備」の設置の有無は把握できておりません**
そのため、あらかじめ検査資格者に防火設備の設置の有無について、ご相談していただくことをお勧めします
(対象となる建築物の用途・規模等は、別紙の「定期報告制度の対象一覧表」に記載しています)
- ※ 報告する防火設備の設置がない場合は、報告対象外として取り扱いますので、その旨を下記の連絡先にご連絡ください
(注意:防火設備の設置がない場合でも、建築物の定期報告は3年に1度、別途報告が必要です)

依頼

■報告対象防火設備とは？

対象となる建築物に設置されている下記のもの

- ・防火扉
 - ・防火シャッター
 - ・耐火クロススクリーン
 - ・ドレンチャー
- その他の水幕を形成する防火設備
- ※ 検査資格者が検査を行い、**毎年報告**していただくものになります(年度単位)

■防火設備の検査資格者

一級建築士、二級建築士、防火設備検査員

検査者

- ③ 防火設備の検査を実施してください
- ④ 検査結果を記載した定期報告書を作成し、**年度末までに大垣市**へご提出してください
- ⑤ 定期報告書の内容をご確認のうえ、定期報告書を受理し、本市からの連絡・指示事項をお伝えします
- ⑥ 所有者又は管理者に定期報告書を渡し、本市からの連絡・指示事項をお伝えください

大垣市へ提出

大垣市

検査者

所有者・管理者

- ⑦ 本市からの連絡・指示事項をご確認してください
連絡・指示事項がない場合は、引き続き適法な維持管理に努めてください
連絡・指示事項がある場合は、改善を実施し、結果を本市へ報告してください



ご不明な点は、下記の連絡先までお問い合わせください

■連絡先

大垣市役所都市計画部建築指導課建築指導グループ 代表番号:(0584)81-4111 (内線2683・2684)
直通番号:(0584)47-8436